

神奈川県自動車整備港北支部規約

平成15年1月19日制定

(目 的)

第 1 条 本支部は、地域内において自動車整備並びに、これと関連する事業を行う者が相互連絡を密にして親睦を図り、会員の総意による利益の追求と擁護により、共存共栄の実をあげることをもって目的とする。

(名称及び事務所)

第 2 条 本支部は、社団法人神奈川県自動車整備振興会並びに神奈川県自動車整備商工組合の港北・都筑地域における支部であり、神奈川県自動車整備港北支部と称し同地域内に事務所を置く。

(会 員)

第 3 条 会員は、正会員及び賛助会員とし、次の資格を有するものとする。

- (1) 正会員は社団法人神奈川県自動車整備振興会（以下「振興会」という）の会員であって、港北・都筑地域内に事業場を有するものであって支部長の承認を得たもの。
- (2) 賛助会員は港北・都筑地域内に事業場を有する特定給油所及び、この会の趣旨に賛同したものであって、役員会の承認を得たもの。

(事 業)

第 4 条 本支部は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 事業場の連絡を密にして相互に協調し事業の健全な発展を図る。
- (2) 会員相互の親睦を図る。
- (3) 相互に協調して支部事業の健全な発展と情報の交換を図る。
- (4) 振興会並びに神奈川県自動車整備商工組合で行う事業を推進する。
- (5) 会員の意見、要望を具申する。
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第 5 条 本支部には次の役員及び地区長、監査を置く。

- (1) 支部長 …… 1 名
- (2) 副支部長 …… 若干名
- (3) 総 代 …… 若干名
- (4) 会 計 …… 1 名
- (5) 地 区 長 …… 若干名
- (6) 事業委員 …… 若干名
- (7) 監 査 …… 2 名
- (8) 相 談 役 …… 若干名

(役員選任及び任期)

第 6 条 支部役員は、総会の決議により正会員中より選出し、支部長は支部役員の内選とする。

- (1) 役員の内任期は2カ年とする。但し再選を妨げない。(振興会改選期に準ず)
- (2) 補欠で選任された役員の内任期は前者の内残存期間とする。
- (3) 役員は内任期終了後であっても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(会議)

- 第 7 条
- (1) 会議は総会、役員会及び支部会とし、支部長がそれぞれ召集する。
 - (2) 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は決算後2ヶ月以内に行う。
 - (3) 役員は第4条の会務執行に関する事項を協議するほか、次の事を行う。
 - ①総会で委任された事項。
 - ②総会に提出する事項。
 - ③その他会務の執行に関する事項。

(会議の議決)

- 第 8 条 (1) 会議はすべて、委任状を含む過半数の出席により開催し、議事は出席の過半数により決める。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 賛助会員は議決権を有しない。

(委員会)

- 第 9 条 (1) 支部長は役員会の決議をえて各会の委員会を設けることが出来る。
- (2) 各会の委員会の委員は支部長がこれを指名する。

(入会及び退会)

- 第 10 条 (1) 本支部に入会しようとするものは、入会申込書を支部長に提出し役員会の承認を得るものとする。
- (2) 本支部を退会するものは、退会届けを支部長に提出し、退会又は除名した会員は会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他この支部の資産に対し何等の請求をする事が出来ない。
- なお、入会申込書及び退会届の提出時期はその発生より 1 ヶ月以内とする。

(経費及び会計年度)

- 第 11 条 本支部の経費は、会費・入会金・寄付金及び振興会等よりの事業協力費をもってこれにあて、会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末までをもって終わるものとする。

(会費)

- 第 12 条 (1) 支部会費は、一会員につき、月額 2,500 円とする。
- (2) 入会金は、50,000 円とする。
- (3) 支部の運営上必要があると認めた場合には、役員会の議決を得て臨時会費を徴収することが出来る。

(表彰)

- 第 13 条 本支部に功労があった会員は、役員会が決定し表彰することが出来る。

(改正)

- 第 14 条 (1) 本支部規約は、定足数の出席する通常総会または臨時総会において出席者の過半数の賛成によって改正することが出来る。ただし、かかる改正案の予告は、各会員に通達されていなければならない。

(補 足)

- 第 15 条 (1) この規約に定めるもののほか、この支部の運営上必要な細則は役員会または総会の決議を得て支部長が別に定める。
- (2) 会員で次の各号に該当する者は総会の決議によって除名する事が出来る。
- ①この支部の名誉をけがし、又は信用を失うような行為があったとき。
 - ②この規約若しくは規則を守らず、又は決議を無視する行為があったとき。
 - ③1年以上会費の納付を怠ったとき。

(細 則)

- 第 16 条 (1) 会員及びその配偶者並びに同居している直系尊属、直系子女が死亡した場合は次の弔慰金をおくる。

区 分	贈 呈 品	弔 慰 金
会 員 ・ 配 偶 者	花 輪	50,000円
直 系 尊 属 (父 母)	花 輪	10,000円
直 系 子 女	花 輪	10,000円

- (2) 会員が病気または、事故により30日以上入院した場合は次の見舞金をおくる。

区 分	見 舞 金
会 員	10,000円

- (3) 会員事業場が風水害及び火災、交通災害等により損害を生じた場合は次の見舞金を送る。

区 分	見 舞 金
事業場全焼 全壊	50,000円
事業場半焼 半壊	30,000円
床上浸水(状況に応じて)	10,000円

- (4) その他支部長が必要と認める場合、三役協議により額を決定する。
- (5) 会員は上記見舞金を受けた場合の返礼は一切これをしないものとする。
- (6) 役員活動費

支部長・副支部長・会計・地区長・各委員には、活動に相当する経費を支給する。

第 17 条 本店・支店・営業所が同区内にあっても、夫々一事業所として取り扱い、本店との関連は出来ないものとする。

第 18 条 この規約は附則内規を設けることが出来る。

- 附 則
- 1 神奈川県自動車整備振興会港北支部規約（平成 6 年 6 月 1 日制定）は平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。
 - 1 神奈川県自動車整備商工組合港北支部規約（平成 6 年 6 月 1 日制定）は平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。
 - 1 この規約は平成 15 年 4 月 1 日より施工する。

19.条（規約の改正）

この規約の改正は総会に於いて出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を持って行う。

平成 23 年 5 月 28 日第 8 回総会にて改定

第 2 条 文中の社団法人、神奈川県自動車整備振興会は登記された時点で一般社団法人神奈川県自動車整備振興会と読み替えるものとする。

第 3 条 (1) 2 字削除 2 1 字挿入

第 4 条 (4) 2 字削除 20 字挿入

第 6 条 (1) 2 字削除 3 字挿入

第 11 条 2 字 削除 9 字挿入

第 14 条 (2) 文字削除

この規約は平成 23 年 5 月 28 日より施行する